

4 文科初第 1174 号
令和 4 年 8 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美徳

教育研究開発実施要項の改正について（通知）

この度、教育研究開発実施要項を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。主な改善の内容及び改正後の教育研究開発実施要項（以下「改正実施要項」という。）に関する留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 主な改善事項について

(1) 必要に応じて、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施せず
に研究開発を行うことを認める旨の規定の新設

原則として、研究開発学校においては、学校教育法施行規則第 55 条等に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施して研究開発を行うものであるが、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に加えて、特に必要があると文部科学大臣が認めた学校についても、現行の教育課程の基準により研

究開発を行うことができることとした。【改正実施要項 1 及び 4 (2) 関係】

(2) 申請を行う場合の経由機関の追加

管理機関が、文部科学省に研究開発学校指定申請書を提出するに当たって経由する機関について、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体を追加することとした。【改正実施要項 2 (1) 関係】

(3) 研究開発の内容についての保護者及び地域住民その他の関係者への説明を求める旨の規定の新設

新規指定の申請を行う場合には、あらかじめ申請を予定している研究開発の内容について、当該学校の児童生徒等の保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うこととした。【改正実施要項 2 (2) 関係】

(4) 管理機関の役割及び管理機関が設ける運営指導委員会の趣旨の明確化

管理機関は、事業の進捗の管理及び研究開発学校に対する必要な支援を行うこととするとともに、当該管理機関が設ける運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等の第三者によって組織することとした。【改正実施要項 5 (1) 及び (3) 関係】

(5) 指定の期間等の延長に関する規定の新設

① 研究の継続によってより高い研究成果が期待される場合には、最長 3 年の指定及び研究開発の委託の期間の延長を認めることができることを明確化した。【改正実施要項 6 (2) 及び (4) 関係】

② 現行の教育課程の基準等に基づく教育課程に移行するために必要と認められる場合には、最長 1 年の指定の期間の延長を認めることができ、その際、委託経費の支出は行わないものとすることを明確化した。【改正実施要項 6 (3) 及び (5) 関係】

(6) 教育研究開発企画評価会議の職務の明確化

教育研究開発企画評価会議の職務として、研究開発学校における研究開発の実施状況についての指導助言等が含まれることを明確化した。【改正実施要項 9 (1) 関係】

(7) 指定の解除に関する規定の新設

文部科学大臣は、研究開発学校における研究開発の実施が、指定の趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと認めるときは、教育研究開発企画評価会議の意見を聴いた上で、指定の解除その他の必要な措置を講ずることができることとした。併せて、文部科学大臣は、管理機関から研究開発学校に関する指定の解除の申し出があったときは、当該研究開発学校の指定の解除を行うことができることとした。【改正実施要項 10 関係】

2. 留意事項

- (1) 上記1.(1)に関し、「特に必要があると文部科学大臣が認めた学校についても、現行の教育課程の基準により研究開発を行うことができる」場合は、その前提として単なる指導方法の開発等のみならず、教育課程の改善に資する実証的資料を得ることができることが求められること。
- (2) 上記1.(3)に関し、
- ① 研究開発の内容についての保護者及び地域住民その他の関係者への事前の説明は、令和5年度研究開発学校指定申請書の提出に先立って行われる必要があること。
 - ② 研究開発の内容についての関係者への事前の説明については、例えば保護者会やPTAの会合での説明、学校だよりの配布などにより、当該学校に通学する児童生徒等の保護者の代表等に説明することが考えられること。また、地域住民等への説明については、例えば学校評議員への説明、学校運営協議会における協議、地域向け情報誌への掲載などにより、当該学校の通学区域に在住する住民等に説明することが考えられること。その他、学校のウェブサイトに掲載することで、広く保護者及び地域住民等に対して情報提供し、説明責任を果たすことも可能であること。
- (3) 上記1.(4)に関し、運営指導委員会は、第三者によって組織することとされていること。具体的には、教育学をはじめ関連する学問領域を専門とする大学教員、近隣の市町村教育委員会や都道府県教育委員会の指導主事、他の学校の校長又は教員等が想定されており、研究開発学校を所管する都道府県や市町村の教育委員会の指導主事等が参画することは想定されないこと。ただし、国立の研究開発学校に係る運営指導委員会にあつては、研究上特に必要がある場合には、当該研究開発学校を設置する国立大学法人が設置する大学の教育学をはじめ関連する学問領域を専門とする教員等を含めることも考えられること。

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室企画係

電話：03-5253-4111（内線 2368）

E-mail：kyokyo@mext.go.jp

教育研究開発実施要項

平成13年1月6日
文部科学大臣裁定
平成16年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年2月26日改正
平成22年3月25日改正
平成24年7月30日改正
平成28年4月1日改正
令和4年8月31日改正

1 趣 旨

文部科学省は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、特定の学校を学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づく研究開発等を実施する学校（以下「研究開発学校」という。）に指定する。

2 研究開発学校の指定

- (1) 研究開発の実施を希望する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下「学校」という。）の管理機関（公立の学校にあっては当該学校を設置する教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）、国私立の学校にあっては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に研究開発学校指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 学校は、上記の申請を行う場合には、あらかじめ、申請を予定している研究開発の内容について、当該学校の幼児、児童及び生徒の保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。
- (3) 文部科学省は、指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校を研究開発学校に指定する。

3 研究開発の委託

文部科学省は、管理機関の希望がある場合は、指定された研究開発学校における研究開発の実施を当該研究開発学校の管理機関に委託する。

4 研究開発の実施

- (1) 研究開発学校においては、学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して研究開発を行う。
- (2) (1)にかかわらず、幼稚園及び幼保連携型認定こども園並びに特に必要があると文部科学大臣が認めた学校にあっては現行教育課程の基準によりこれを行うものとする。

5 研究開発学校の運営

- (1) 管理機関は、本事業の進捗を管理し、研究開発学校に対し必要な支援を行うとともに、当該研究開発学校の運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等の第三者によって組織する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対し（幼保連携型認定こども園にあっては、都道府県知事は、域内の市町村長に対し）、研究開発学校の運営に関し必要な指導助言を行うことができる。
- (3) 文部科学省及び9に定める教育研究開発企画評価会議は、研究開発学校における研究開発の実施状況につき、必要な指導助言を行うとともに、実地に調査することができる。

6 指定及び委託の期間

- (1) 研究開発学校としての指定及び研究開発の委託の期間は、原則として4年とする。
- (2) 研究の継続によってより高い研究成果が期待される場合においては、最長3年の指定及び研究開発の委託の期間の延長を認めることができる。
- (3) 現行教育課程の基準に基づく教育課程に移行するために必要と認められる場合においては、最長1年の指定の期間の延長を認めることができ、その際、8に定める委託経費の支出は行わないものとする。
- (4) (2)により指定及び委託の期間の延長を希望する場合には、2の規定を準用する。
- (5) (3)により指定の期間の延長を希望する場合には、2(1)及び(3)を準用する。

7 実績の報告及び活用

- (1) 管理機関は、研究開発学校における研究開発の実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。
- (2) (1)により報告された実績については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

- (3) 研究開発学校においては、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の実績が他校における研究に資するよう、積極的な情報提供を行うものとする。

8 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で調査研究に要する経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る研究開発の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うものとする。

9 教育研究開発企画評価会議

- (1) 研究開発の推進に係る企画、研究開発実施計画の審査、研究開発学校における研究開発の実施状況についての指導助言等及び研究開発の実績の評価等を行うため、文部科学省初等中等教育局に教育研究開発企画評価会議を置く。
- (2) 教育研究開発企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (3) 特定の分野の研究開発についての審査・評価等を行うため、教育研究開発企画評価会議に専門会議を置くことができる。

10 文部科学大臣の講ずる措置

- (1) 文部科学大臣は、研究開発学校における研究開発の実施が、指定の趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断するときは、教育研究開発企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 文部科学大臣は、管理機関から研究開発学校に関する指定の解除の申し出があったときは、当該研究開発学校の指定の解除を行うことができる。

附 則（平成22年3月25日改正）

研究開発学校のうち、平成21年度に「英語教育改善のための調査研究事業実施要項」（平成21年1月28日文部科学大臣決定）に基づき指定を受け、平成22年度及び平成23年度に研究開発学校として研究開発を実施する学校についての研究開発の委託及び実績の報告については、同要項によるものとする。

附 則（平成24年7月30日改正）

研究開発学校のうち、平成24年度以前に指定を受けた学校については、6の規定にかかわらず、当該指定及び研究開発の委託の期間は、原則として3年とする。